

公益財団法人崋山会文化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市教育振興基本計画に掲げるふるさと学習の推進を図るため、公益財団法人崋山会（以下「崋山会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業内容、補助対象経費、補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 崋山会は、補助金の交付を受けようとするときは公益財団法人崋山会文化事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに崋山会に公益財団法人崋山会文化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、条件を付したときは、併せてその条件を通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 崋山会が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合には、公益財団法人崋山会文化事業変更等申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更等決定の通知)

第7条 第4条及び第5条の規定は、前条の場合について、準用する。この場合において、第5条中「公益財団法人崋山会文化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」とあるのは、「公益財団法人崋山会文化事業変更等決定通知書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 崋山会は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、公益財団法人崋山会文化事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その審査により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定して崋山会に公益財団法人崋山会文化事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した後に崋山会からの公益財団法人崋山会文化事業補助金請求書（様式第7号）の提出により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、崋山会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若

しくは廃止した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(関係書類の整備)

第12条 崙山会は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(必要な指示等)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

事業名	事業内容	補助対象経費	補助額
公益財団法人崙山会文化事業	田原市教育振興基本計画に掲げるふるさと学習のうち、渡辺崙山の顕彰に関する事業 1、渡辺崙山に関する調査研究 2、渡辺崙山に関する講習会及び講演会の開催 3、渡辺崙山に関する刊行物の発行 4、渡辺崙山に関する関係資料の展示、保存等 5、渡辺崙山に関する顕彰活動の奨励 6、その他必要と認められる事業	報酬・賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・負担金及び補助金	補助対象経費の2/3以内で、予算の範囲内の額。千円未満は切り捨てるものとする。

様式第1号（第3条関係）

公益財団法人華山会文化事業補助金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所(又は団体名) 田原市田原町巴江12番地1

公益財団法人 華山会

氏名(代表者名) 理事長

年度公益財団法人華山会文化事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

- | | | | |
|------------|----------------|-------|---|
| 1 事業の名称 | 公益財団法人華山会文化事業 | | |
| 2 事業の目的 | ふるさと学習の推進を図るため | | |
| 3 事業の内容 | | | |
| 4 事業実施期間 | 着手(予定) | 年 月 日 | |
| | 完了(予定) | 年 月 日 | |
| 5 補助金交付申請額 | 金 | | 円 |

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

公益財団法人崑山会文化事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

公益財団法人 崑山会

理事長 様

田原市長

印

年度公益財団法人崑山会文化事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

公益財団法人崙山会文化事業変更等申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度公益財団法人崙山会文化事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金変更交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

1 収支予算書及び事業計画書

2 その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

公益財団法人崑山会文化事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

公益財団法人 崑山会
理事長 様

田原市長 印

年度公益財団法人崑山会文化事業について、下記のとおり変更等を行うことを決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

公益財団法人華山会文化事業実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度公益財団法人華山会文化事業が完了したので、下記により報告します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|----|---|---|---|
| 1 | 補助事業実施期間 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 補助事業の実績及び効果 | | | | |

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第6号（第9条関係）

公益財団法人崙山会文化事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

公益財団法人 崙山会
理事長 様

田原市長 印

年度公益財団法人崙山会文化事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したの
で通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

公益財団法人崙山会文化事業補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

印

年度公益財団法人崙山会文化事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	請 求 額	金	円